

ARCH 委員会 規約 Ver2.0

第1条 設置

社会環境システム工学学科学科会議に ARCH 委員会を置く。

第2条 委員会の役割

ARCH 委員会は、社会環境システム工学科の学部教育プログラムの作成、評価、改善を行う。

第3条 組織

- 1 ARCH 委員会は社会環境システム工学科の教員をもって組織する。
- 2 本委員会は次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) ARCH 委員会委員長 (1名)
 - (2) 成長診断担当 (1名)
 - (3) カリキュラム担当 (1名)
 - (4) その他、ARCH 委員会委員長が必要と認めた社会環境システム工学科の教員 (数名)
- 3 本委員会の委員長は学科会議において指名する。
- 4 成長診断担当は委員長が指名する。
- 5 カリキュラム担当は委員長が指名する。

第4条 委員の役割

- 1 委員長は全体を統括する。
- 2 成長診断担当は主に以下の項目を担当する。
 - ①アドミッションポリシーに関すること。
 - ②入学者選抜方法、実施方法に関すること。
 - ③学習・教育到達目標の達成度評価のためのデータ収集・実施に関すること。
 - ④学習・教育到達目標の設定・改善のための学生・外部意見収集に関すること。
 - ⑤学生支援および教員支援に関すること。
3. カリキュラム担当は主に以下の項目を担当する。
 - ①学習・教育到達目標の設定に関すること。
 - ②学習・教育到達目標の達成度評価方法の作成に関すること。
 - ③カリキュラムに関すること。
 - ④授業改善システムに関すること。
 - ⑤FDに関すること。

第4条 本委員会を構成する者の任期は3年とし、連続しての再任は原則認めない。なお、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

- 1 この規約は平成24年4月1日から施行する。